

## 東大阪市上下水道局建設工事に係る下請要件を付する 制限付き一般競争入札実施要領

平成26年7月1日

東大阪市上下水道局内規第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、本市（水道事業会計に係るものに限る。以下同じ。）発注の建設工事について、その財源が市民から支払われる水道料金等で賄われていることに鑑み、また、市内中小企業育成の観点から、本市が実施する制限付き一般競争入札に参加する市外業者（単体）が受注した場合において、一定の下請要件を付し、その条件について規定するものである。

(対象工事)

第2条 この要領において対象とする工事は、市外業者の参加が認められる大規模工事とし、当面の間は別表1に示すとおりとする。ただし、緊急を要する工事又は特殊工法等の高度な技術力を要する工事等はこの限りでない。

(下請負人の要件)

第3条 下請負人の要件は、下請負人に必要な資格を有し、かつ、市内に本店を置く者とし、その範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業の許可を有する一次下請負人全て
- (2) 交通整理人、ガードマン等を外部委託する場合の警備会社等
- (3) 産業廃棄物の処理・運搬を外注する場合の委託業者
- (4) 測量又は各種調査等を外注する場合のコンサル会社等

(下請比率)

第4条 下請比率は、下請負人との契約予定金額の総計が入札価格に占める比率とし、比率についてはその都度、東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て定める。

(下請要件の確認)

第5条 下請要件の確認は、第1条で規定する入札参加者が落札候補者となったとき、下請負計画書（様式1）の提出を求め、落札候補者と契約の締結後、施工体制台帳及び下請負人と締結した下請契約書等の写しの提出を求め、確認することとする。

2 前項の下請要件の内容に変更が生じたときは、その都度、変更の内容について報告を受けることとする。

3 工事施工中に1回以上、下請負計画書（様式1）を求め、下請状況を確認することができる。なお、必要と認める場合は、下請比率を達成するための措置を講じるよう指導することができる。

4 工事完工後、市内業者受注結果報告書（様式2）を求め、市内業者受注結果を確認する。

（違反の措置）

第6条 契約の締結後、前条の規定により提出を受けた下請要件の内容に著しい差異があると認められる場合は、工事請負契約書第43条第1項第5号（債務負担行為に係る契約の場合は第46条第1項第5号）の規定により契約の解除を行うことができることとする。

2 第4条で規定する下請比率を達成できない場合は、以後の入札において単体での参加を3年間制限することができることとする。

（その他）

第7条 本制度の実施にあたり、この要領に定めのない事項又はこの要領により難しい場合は、審査委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日東大阪市上下水道局内規第上6号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日東大阪市上下水道局内規第上13号）

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日東大阪市上下水道局内規第上7号）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月13日東大阪市上下水道局内規第上4号）

この内規は、令和5年9月15日から施行する。

別表 1

工 種	発注予定金額
土 木	2 億 5 千万円以上
水道施設	2 億 5 千万円以上
建 築	3 億 5 千万円以上
電 気	1 億 2 千万円以上
管	1 億 2 千万円以上
舗装・造園・その他	1 億 2 千万円以上

(様式1)

年 月 日

## 下請負計画書

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

職及び氏名

工事件名		
下請負内容		予定金額
合 計 (A)		円
応札額 (B)		円
下請比率 (A)／(B)		%

(様式2)

年 月 日

## 市内業者受注結果報告書

(宛先) 東大阪市上下水道事業管理者

所在地

商号又は名称

職及び氏名

工事件名		
下請負内容	受注業者	受注金額
合計 (A)		円
契約金額 (B)		円
下請比率 (A)／(B)		%